

## 【令和7年度】

○ 浸透水(生活環境1項目)の水質結果

採取業者 環境コンサルタント

採取場所	浸出水採取柵
------	--------

単位:mg/L

項目	基準値	6月	9月	12月	3月
	採取日	4日	18日	3日	
	報告日	25日	11月19日		
生物化学的酸素要求量(BOD)	20以下	0.2	0.8		

○ 浸透水(有害物質25項目)の水質結果

採取場所	浸出水採取柵
------	--------

単位:mg/L

項目	基準値	測定結果
	採取日	9月18日
	報告日	11月19日
アルキル水銀	検出されないこと	検出せず
総水銀	0.0005以下	0.0005未満
カドミウム	0.03以下	0.0002未満
鉛	0.01以下	0.001未満
六価クロム	0.05以下	0.005未満
砒素	0.01以下	0.001未満
全シアン	検出されないこと	検出せず
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	検出せず
トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満
テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満
ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満
四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満
1. 2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0004未満
1. 1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.001未満
1. 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001未満
1. 1. 1-トリクロロエタン	1以下	0.001未満
1. 1. 2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0006未満
1. 3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002未満
チウラム	0.006以下	0.0006未満
シマジン	0.003以下	0.0003未満
チオベンカルブ	0.02以下	0.002未満
ベンゼン	0.01以下	0.001未満
セレン	0.01以下	0.001未満
1. 4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満
クロロエチレン	0.002以下	0.0002未満

※基準値中の「検出されないこと」とは、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

(法で定められた検査方法で、検査器が計量できない値)

## 【令和7年度】

○ 地下水(有害物質25項目)の水質結果 (年1回測定)

※観測井倒壊の為、採取不能	採取場所	下流側地下水観測井
---------------	------	-----------

単位:mg/L

項目		基準値	測定結果
	採取日		
	報告日		
アルキル水銀	検出されないこと0.0005未満		
総水銀	0.0005以下		
カドミウム	0.003以下		
鉛	0.01以下		
六価クロム	0.05以下		
砒素	0.01以下		
全シアン	検出されないこと0.1未満		
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと0.0005未満		
トリクロロエチレン	0.01以下		
テトラクロロエチレン	0.01以下		
ジクロロメタン	0.02以下		
四塩化炭素	0.002以下		
1. 2-ジクロロエタン	0.004以下		
1. 1-ジクロロエチレン	0.1以下		
1. 2-ジクロロエチレン	0.04以下		
1. 1. 1-トリクロロエタン	1以下		
1. 1. 2-トリクロロエタン	0.006以下		
1. 3-ジクロロプロペン	0.002以下		
チカラム	0.006以下		
シマジン	0.003以下		
チオベンカルブ	0.02以下		
ベンゼン	0.01以下		
セレン	0.01以下		
1. 4-ジオキサン	0.05以下		
クロロエチレン	0.002以下		

※基準値中の「検出されないこと」とは、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

(法で定められた検査方法で、検査器が計量できない値)

